

非常勤講師「5年超で無期転換」へ

「無期転換」への申し込みが10年超となる「教員任期法」は非常勤講師には適用されません。
5年で申し込みます。

非常勤講師を「教員任期法」適用除外

東京大学では、これまで非常勤講師を労働者扱いせず、「業務請負」として、雇用契約を結んできませんでした。しかし、昨年までの東京大学教職員組合や首都圏大学非常勤講師組合（松村比奈子委員長）との団体交渉により、2018年度秋から雇用契約へ転換しました。

ところが、切り替えの際に「大学教員任期法」の「10年特例」を拡大解釈し、通常5年で発生する無期転換申込権を、10年を超える場合に限るとしたため、昨年10月に緊急団体交渉をし、この1月に非常勤講師を「教員任期法」適用対象者から除外することが決まりました。

朝日新聞、しんぶん赤旗、弁護士ドットコムニュースに掲載されました。



朝日新聞



赤旗



弁護士ドットコム

短時間勤務有期雇用教職員 子の看護休暇・介護休暇を有給化

これまで、

| | 子の看護休暇 | 介護休暇 | 病気休暇 |
|----------|--------|------|------|
| 常勤教職員 | 有給 | 有給 | 有給 |
| 短時間勤務教職員 | 無給 | 無給 | 無給 |

2019年4月からは、「子の看護休暇・介護休暇」は、短時間勤務教職員も「有給」となります。

| | 子の看護休暇 | 介護休暇 | 病気休暇 |
|----------|--------|------|------|
| 短時間勤務教職員 | 有給 | 有給 | 無給 |

組合に入って、
「病気休暇の有給化」を
実現しましょう

<病気休暇>

(12) 短時間勤務有期雇用教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に該当する場合を除く。）に、一の会計年度において10日の範囲内の期間

（組合追記）ただし、附則別表第2（第34条第1項第12号関係）が適用され、勤務日数によって、病気休暇日数が変わります。例えば、週5日勤務なら30日の範囲の期間となります。

<子の看護休暇>

(15) 小学校第3学年を終了する年の3月末までの子（配偶者の子を含む。）を養育する短時間勤務有期雇用教職員が、その子の看護（負傷若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。）又は疾病予防の世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合にあっては一の会計年度において5日（その養育する小学校第3学年を終了する年の3月末までの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

<介護休暇>

(16) 短時間勤務有期雇用教職員が第45条第1項に規定する要介護状態にある家族（同条第2項に定める対象家族をいう。）の介護又は世話のため勤務しないことが相当であると認められる場合にあっては、一の会計年度において5日（要介護状態にある家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

（東京大学短時間勤務有期雇用教職員就業規則第34条より）